

# お知らせ information

## ご案内

### 弁護士によるB型肝炎 炎特別措置法相談会 (無料)を開催します

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染した人とその家族を対象として、特別措置法に基づく救済や手続きの内容、弁護士への依頼方法などを、弁護士が分かりやすくご説明します。

#### ■日にち

8月28日(土)

#### ■時間

午後1時30分から午後4時まで(受付午後3時まで)

#### ■場所

いわき市労働福祉会館  
中会議室1・2

詳しくは、お問い合わせください。

☎ 全国B型肝炎訴訟新潟事務所

025-1223-1130

### 個人事業税の納期のお知らせ

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度の第1期分の納期限は8月31日(火)です。県中地方振興局県税部から送付される納税通知書により、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

また預金口座から振替納税をする方法もありますので、ご希望の方は預金口座振替依頼書に必要事項を記入の上、口座振替を希望する金融機関へお申し出ください。新たに口座振替を申し込まれた場合は、第2期分(11月30日(火)納期限)からの取り扱いとなります。

☎ 福島県中地方振興局県税部

課税第一課 事業税チーム

024-1935-1251

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届を忘れずに提出しましょう

「児童扶養手当」または「特別児童扶養手当」を受給している方は、毎年8月に「現況届」の提出が義務付けられています。これは、受給者の所得状況や児童の養育状況など、受給資格を満たしているかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合、手当が支給されなくなりますので、忘れずに手続きをしましょう。

#### ■提出期限

8月31日(火)まで

#### ■提出先

【児童扶養手当】

子育て支援課

【特別児童扶養手当】

健康福祉課

※必要書類など詳しくは、現況届の案内通知をご覧ください。

☎ 子育て支援課

72-22212

【特別児童扶養手当に関すること】

☎ 健康福祉課

72-6934

### 非自発的失業者に対する軽減措置のお知らせ

会社の倒産や解雇などの非自発的な理由で離職し、国民健康保険に加入された方は、国民健康保険税の軽減を受けることができます。

#### ■対象者

次のすべての条件を満たす方

- (1) 離職日の時点で65歳未満の方
- (2) ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次に該当する方

#### 【特定受給資格者】

11、12、21、22、31、32

#### 【特定理由離職者】

23、33、34

※高齢受給資格者および特例受給資格者は対象とな

りませんのでご注意ください。

#### ■軽減内容

対象者の前年の「給与所得」を100分の30として算定します。

※軽減対象となるのは、給与所得のみで、譲渡所得や年金などの雑所得は軽減対象とはなりません。

#### ■軽減期間

離職日の翌日から翌年度末まで

※軽減期間中に社会保険などに加入し、国民健康保険を脱退した場合は、軽減終了となります。

#### ■申請方法

ハローワークで発行される「雇用保険受給資格者証」と保険証・印鑑を持参のうえ、町民生活課で申請してください。

#### ☎ 町民生活課

72-6933